

# 運転代行に「最低料金」導入

## 条例で設定 来年度中に基準策定

国交省

国土交通省は、自動車運転代行サービスに「最低利用料金」を導入する方針を決めた（前号既報）。自治体

一方なら具体的な基準を、運輸代行業界などから意見を集約した上で策定する考

えた。茨城県と滋賀県も追つて同様に要望した。

静岡県は18日、本紙に「低料金サービスの事業者は損害賠償措置を講じていねいおそれがあり、利用者保護に欠ける」（地域交通

省）と動機を説明した。国

政府への提案で同県は「法令で義務づけられてい

る事項の必要経費を加味し

た適正料金を、大幅に下回

つて設定している業者が存

在する。県内の昨年の代行

業者の人身事故は24件に上

り、事故が発生した際、利

用者が不利益を被るケース

部、伊豆と広範囲で実情が異なるので、業界の実態を

調べ、タクシーの運賃も参考しながら、条例を定めることになり」としている。

政府への提案で同県は

「法令で義務づけられてい

る事項の必要経費を加味し

た適正料金を、大幅に下回

つて設定している業者が存

在する。県内の昨年の代行

業者の人身事故は24件に上

り、事故が発生した際、利

用者が不利益を被るケース

もある」と訴えた。

インパクトの強い法改正

を求めたようだが、国交省

は損害賠償責任保険の保険

料支払い状況の報告義務と

併せ、「運転代行業適正化

法を改正することなく、条

例で定められる」（自動車

局旅客課旅客運送適正化推

進室）としている。

関係法令では料金につい

て、営業所での掲示や利用

者への事前説明を義務づけ

ている。最低利用料金は明

文化されていない。